

議第 5 号議案

生活保護基準の引下げに反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 3 0 年 3 月 1 5 日提出

提出者	新座市議会議員	工藤 薫
賛成者	〃	亀田博子
	〃	高邑朋矢
	〃	塩田和久
	〃	笠原進

提 案 理 由

生活保護基準の引下げに反対するため、この案を提出する。

## 生活保護基準の引下げに反対する意見書

厚生労働省は生活保護の生活扶助基準を「一般低所得者世帯」に合わせるとして最大5%、平均1.8%、総額210億円引き下げる方針を明らかにしました。生活保護の生活扶助は2013年から2015年に平均6.5%、上限10%引き下げられ、加えて住宅扶助、冬季加算も減らされています。生活保護利用者の声や生活保護世帯の生活実態の検証を抜きにした引下げは到底容認できません。

そもそも厚生労働省が、生活保護基準引下げの根拠にしている検証方法や統計自体に問題があります。第1・十分位（最も所得が低い下位10%層）の消費実態と比較しており、生活保護制度自体の捕捉率が2割程度とされている現状では、第1・十分位との比較は、引下げありきの計算と言わざるを得ません。しかも、第1・十分位の実質所得の上限値は1999年には162万円だったのが、2014年には134万円へと下がり続けており、一般低所得者世帯の生活水準が困窮状態に置かれているのが現状です。

また、今回の基準引下げが実行されるならば、年金や住民税非課税基準、保険料、最低賃金などにも連動し、国民生活に大きな影響を及ぼすことは避けられません。

そもそも、現在の生活保護基準は憲法第25条が保障する健康で文化的な生活を保障するものとは言えず、現基準の引下げは政府の貧困対策にも逆行するものです。

よって、政府においては、生活保護基準の引下げ方針を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年3月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様  
財 務 大 臣 様  
厚生労働大臣 様